

令和元年度 公共建築物における木材の利用の 促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

令和3年3月24日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第7条第7項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

（基本方針）

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

令和元年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催(令和元年11月29日)

各省各庁が参集し、法に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員)

衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

令和元年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

令和元年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層(3階建て以下)の公共建築物等が全体で83棟、合計延べ面積14,011㎡が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は72棟、合計延べ面積13,698㎡であった。概要は表1のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断された建築物であること。その理由として、

- ・ 建屋内にポンプ等の据付、維持管理のためのチェーンブロック装置が必要であり、建屋にチェーンブロックの重荷重を持たせる構造とするため
- ・ 敷地所有者(食品製造コンビナートの中に位置)から、施設内の衛生環境の維持の徹底について求められており、使用毎の洗浄を行う必要があることから、構造耐力上主要な部分に水が断続的に作用するため

などが挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^{注1}

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積 (m ²)
法務省	自転車置場	1	18
	倉庫	1	50
財務省	自転車置場	5 ^{注2}	127
	自動車車庫	2	182
	その他（倉庫棟・渡り廊下）	2	60
厚生労働省	宿泊施設	1	592
	自動車車庫	4	417
	その他	4	110
農林水産省	事務所	7	703
	倉庫・車庫	4	156
	自転車置場	1	5
国土交通省	公園施設（管理棟、工房、治療室等）	16	7,107
	道路施設（詰所、便所、車庫等）	8	1,026
	その他（講義棟、自転車置場、車庫、揚水機場）	6 ^{注2}	315
環境省	博物展示施設（ビジターセンター）	3	2,198
	公衆トイレ	1	47
	休憩所	2	181
	野営場サニタリー棟	1	111
	その他（倉庫・野鳥観察施設）	2	198
防衛省	便所	1	132 ^{注3}
	火薬庫	1	
合計		72 ^{注2}	13,698

注1：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので令和元年度に完成したもの。

注2：財務省、国土交通省の共管予算により整備した自転車置場1棟は、各省欄においてそれぞれ計上したため、合計欄では重複分を1減している。

注3：防衛省の各棟延べ面積は非公表。

【令和元年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 法務省

函館法務総合庁舎 自転車置場
(北海道函館市 平屋建て 18 m²) ※



○ 財務省

帯広第2地方合同庁舎 自転車置場
(北海道帯広市 平屋建て 37 m²) ※



○ 厚生労働省

国立療養所多磨全生園 (東京都東村山市 平屋建て 592 m²)



○ 農林水産省

津軽白神森林生態系保全センター、津軽森林管理署鱒ヶ沢外森林事務所合同庁舎
(青森県鱒ヶ沢町 2階建て 371 m²)



○ 国土交通省

国立民族共生公園 工房
(北海道白老郡白老町 平屋建て 497 m²)



○ 国土交通省

海保大国際交流センター 国際講義棟
(広島県呉市 平屋建て 191 m²)



○ 環境省

牡鹿半島ビジターセンター (宮城県石巻市 平屋建て 859 m²)



○ 環境省

荒尾干潟水鳥・湿地センター
(熊本県荒尾市 2階建て 581 m²)



○ 防衛省

新田原基地 便所
(宮崎県児湯郡新富町)



(2) 内装等の木質化について

令和元年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 132 棟であった。
概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注2}	模様替えて 木質化を行った棟数	合計棟数
衆議院	0	1	1
参議院	0	2	2
最高裁判所	0	11	11
内閣府	1	2	3
宮内庁	0	1	1
警察庁	4	5	9
復興庁	0	2	2
総務省	0	1	1
法務省	7	1	8
外務省	0	1	1
財務省	8 ^{注3}	6	14
文部科学省	2	0	2
厚生労働省	3	5	8
農林水産省	2	6	8
経済産業省	0	2	2
国土交通省	19 ^{注3}	23	42
環境省	0	2	2
防衛省	11	8	19
人事院	0	1	1
合計	52 ^{注3}	80	132

注1：国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので令和元年度に完成したものの。

注2：新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

注3：財務省、国土交通省の共管により「新築等で木質化を行った」5棟分は、各省欄においてそれぞれ計上したため、合計欄では重複分を減じている。

【令和元年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、使用部位を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 衆議院

議長公邸裏職員宿舎 (東京都千代田区)

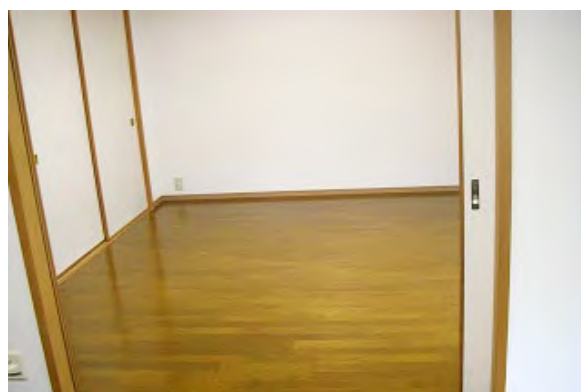
(使用部位：床)



○ 参議院

麴町議員宿舎 (東京都千代田区)

(使用部位：床)



○ 最高裁判所

羽山宿舎 (山口県下関市)

(使用部位：床、建具、収納)



○ 内閣府・内閣官房

内閣府本府庁舎 (東京都千代田区)

(使用部位：階段床・手すり)

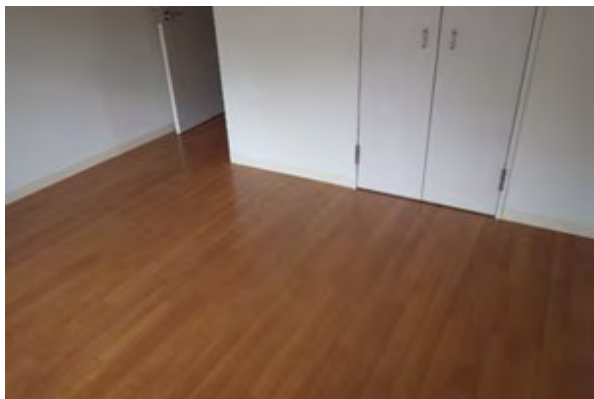


○ 内閣府・内閣官房

迎賓館赤坂離宮前休憩所 (東京都新宿区) (使用部位：床、壁) ※



- 宮内庁
赤坂宿舎第16号建物（東京都港区）
（使用部位：床）



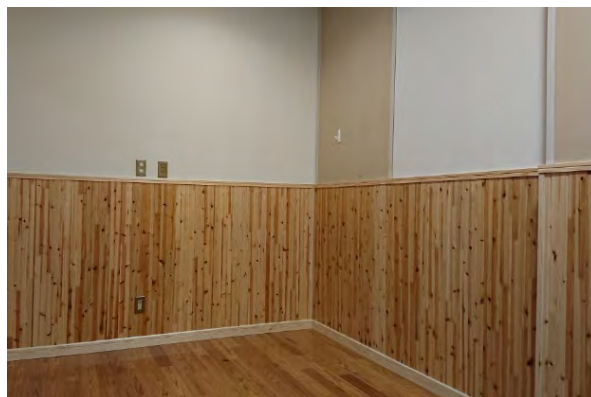
- 警察庁
熊本県警察学校武道場（熊本県熊本市）
（使用部位：壁、天井、床）※



- 復興庁
福島復興局富岡支所（福島県双葉郡富岡町）
（使用部位：窓枠、間柱）



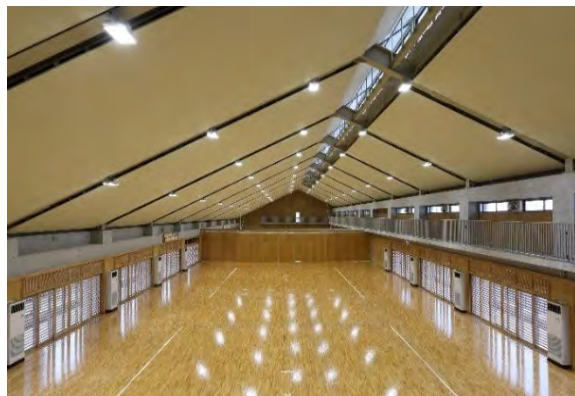
- 総務省
中央合同庁舎2号館（東京都千代田区）
（使用部位：壁、床）



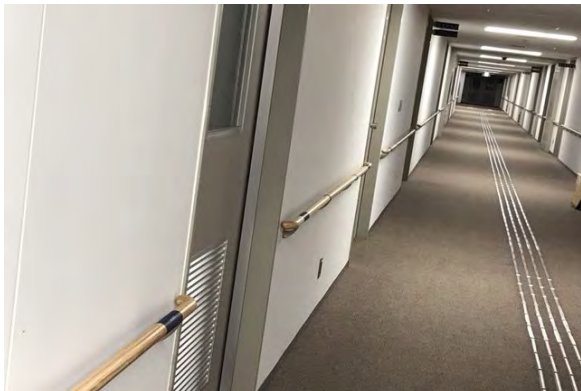
- 法務省
福岡第2法務総合庁舎（福岡県福岡市）
（使用部位：壁）※



- 法務省
広島刑務所（広島県広島市）
（使用部位：壁、床）



- 外務省
外務本省庁舎（東京都千代田区）
（使用部位：手すり）



- 財務省
合同宿舎松崎西住宅（福岡県福岡市）
（使用部位：床）



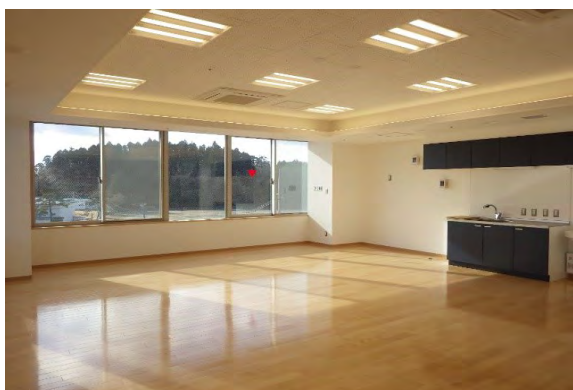
- 文部科学省
屋内トレーニングセンター・イースト
（東京都北区）
（使用部位：階段、壁、床、天井、外装等）



- 文部科学省
国立アイヌ民族博物館
（北海道白老郡白老町）
（使用部位：天井、床、外装等）※



- 厚生労働省
国立療養所東北新生園（宮城県登米市）
（使用部位：床）



- 厚生労働省
東京障害者職業能力開発校（東京都小平市）
（使用部位：床）※



- 農林水産省
三依森林事務所庁舎（福島県東日光市）
（使用部位：壁、床）



- 農林水産省
中央合同庁舎第1号館（東京都千代田区）
（使用部位：壁、天井）



- 経済産業省
千歳船橋独身寮（東京都世田谷区）
（使用部位：床）



- 国土交通省
道の駅 掛合の里 情報施設棟
（島根県雲南市）（使用部位：床、壁、天井）



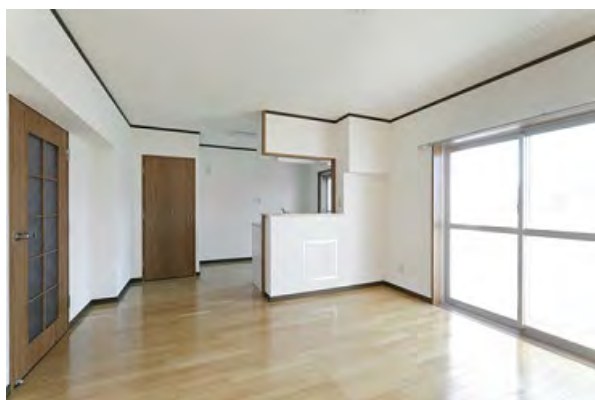
- 国土交通省
国立民族共生公園 エントランス棟
（北海道白老郡白老町）（使用部位：軒天井）



- 環境省
尾瀬国立公園 見晴園地休憩所
（福島県南会津郡檜枝岐村）
（使用部位：外装等）



- 防衛省
浜松基地 宿舎（静岡県浜松市）
（使用部位：床）



- 人事院
中央合同庁舎第5号館別館
（東京都千代田区）（使用部位：手すり）

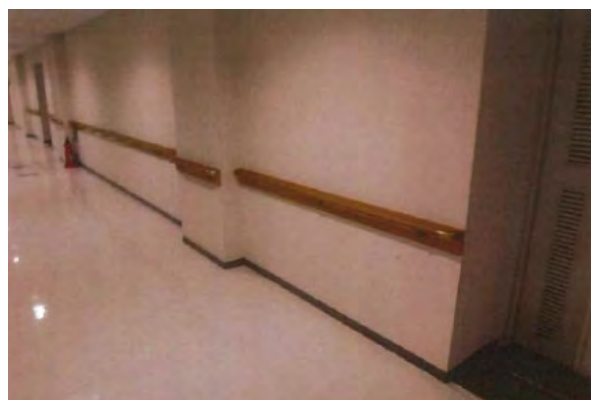


表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	備考 (対前年比)
基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層（3階建て以下）の公共建築物等 ^{注1}	棟数【A】	127	98	83	84.7%
	延べ面積（㎡）	14,293	11,957	14,011	117.2%
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数【B】	80	77	72	93.5%
	延べ面積（㎡）	9,457	9,051	13,698	151.3%
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	47	21	11	52.4%
木造化率（B/A）		63.0%	78.6%	86.7%	110.3%
内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注2}	棟数	171	169	132	78.1%
木材の使用量 ^{注3}	m ³	3,139	4,206	5,372	127.7%

検証結果を踏まえた木造化率

各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	47	21	11	—
うち、施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であったもの ^{注4}	棟数【C】	23	13	3	23.1%
うち、木造化が可能であったもの ^{注4}	棟数	24	8	8	100.0%
木造化率（B / (A - C)）		76.9%	90.6%	90.0%	99.3%

注1：基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物等とは、国が整備する公共建築物（新築等）から、次に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

（例示）・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

・刑務所等の収容施設

・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設

・危険物を貯蔵又は使用する施設等

・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物

・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

○法施行前に非木造建築物として予算化された公共建築物

ただし、令和元年度は、これらに該当するものであっても、耐火建築物とすることが求められるもの（2棟）、「災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設」（1棟）、「刑務所等の収容施設」（1棟）及び「博物館内の文化財を収蔵、若しくは展示する施設」（1棟）が木造化されたため、その5棟を対象に加えている。

注2：木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/㎡で換算した換算値。

また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

注4：林野庁・国土交通省の検証チームが、各省各庁において木造化になじまないと判断された施設について、各省各庁にヒアリングを行い、木造化しなかった理由等について検証をした結果。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 用途に合致する商品がなかったため
- 機能、性能上の必要性から
- 必要とする規格に適合する物品が木材を含んでいなかったため
- グリーン購入法適合品で、より安価なものを調達しているため
- 耐久性を考慮したため
- 既存品との調和のため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成30年度			令和元年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	27,972,051	18,922,774	67.6%	26,328,023	18,756,552	71.2%	94.1%	99.1%	105.3%
	印刷用紙	kg	2,840,974	2,664,755	93.8%	1,690,959	1,350,390	79.9%	59.5%	50.7%	85.1%
文具類	ファイル	冊	6,444,918	4,806,719	74.6%	6,310,515	5,003,042	79.3%	97.9%	104.1%	106.3%
	事務用封筒(紙製)	枚	71,546,425	53,800,732	75.2%	153,572,617	134,821,256	87.8%	214.6%	250.6%	116.7%
オフィス家具等	机	台	56,686	11,317	20.0%	68,057	13,298	19.5%	120.1%	117.5%	97.9%
	棚	連	26,815	4,468	16.7%	25,377	4,275	16.8%	94.6%	95.7%	101.1%
	収納用什器(棚以外)	台	38,428	3,922	10.2%	40,406	7,117	17.6%	105.1%	181.5%	172.6%
	ローバー テイション	台	9,296	997	10.7%	12,454	1,623	13.0%	134.0%	162.8%	121.5%

注：木材を使用した製品とは、間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

【令和元年度に木材を原材料として使用した備品を採用した施設】

(() 内は、順に所在地、備品の種類を示す。)

○ 総務省

総務省第二庁舎 (東京都新宿区)

(備品の種類：キャビネット、事務机、ミーティングテーブル)

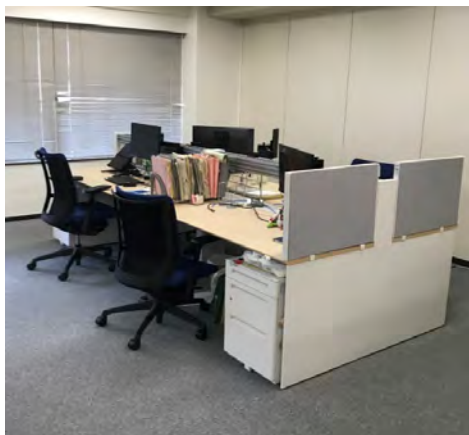


表5 木質バイオマス燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況 (単位：基)

	設置累計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	283	6	2	0	7	0
農林水産省	104	1	0	0	1	0
国土交通省	2	1	0	0	0	0
環境省	177	4	2	0	6	0

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマス燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上。なお、設置している省庁のみを記載。

3 その他

(1) 国における取組

① 事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組

- ・国土交通省では、営繕計画書に関する意見書制度を通じ、積極的に木造化を促進する範囲にある各省各庁の施設計画について、木造化されていることの確認を実施した。

- ・財務省では、「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を定め、公共建築物の木造化及び内装等の木質化を推進するとともに、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用促進にも取り組むこととしている。

また、国土交通省から毎年8月に、各省各庁営繕計画書に関する意見書が送付さ

れた際、財務本省から各組織に対して、意見内容（木造利用促進の観点から構造種別について要検討）の周知・指導を実施している。

- ・林野庁では、農林水産省本省及び関係機関（地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所等）に対して、省内での各会議や通知等により、木材利用についての働きかけや情報提供を実施した。

- ・環境省では、平成 23 年 4 月に「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を制定し、国立公園、国民公園、世界自然遺産などにおける施設の設置に当たっては、木造化および内装の木質化を原則として図ることとしている。

② 技術基準類の整備

- ・国土交通省では、建築基準法施行令を改正し、木目を活かした内装を実現できるよう建築物の内装制限に係る基準の見直し等を実施した。（令和元年 12 月 11 日公布・令和 2 年 4 月 1 日施行）

- ・国土交通省では、中規模木造庁舎（4 階建て、3,000 m²、耐火建築物）を軸組構法及び CLT パネル工法として設計する際の課題、配慮すべき事項等を把握するため、試設計を行い、設計を行う過程におけるポイントをとりまとめ、公表した。

③ 木造公共建築物の整備等に対する補助事業

- ・文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設（エコスクール）として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

- ・林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、整備資金の借入れに係る利子助成を実施した。また、中高層建築物等における CLT や木質耐火部材等の利用拡大に向けた技術開発等を支援するとともに、木造化・木質化に必要な知見を有する建築士等を育成するための、セミナーや情報発信等の取組の支援をおこなった。

- ・国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する補助制度により、庁舎、病院等の木造建築物等の整備を支援した。

- ・環境省では、地方公共団体が行う国定公園等の整備を交付金で支援しており、自然公園内の歩道・階段整備などに地元産の木材が積極的に活用されている。交付金により、令和元年度に完成した建築物（博物展示施設、公衆トイレ等）は 32 棟、その木

材使用量は 183 m³、建築物以外の工作物（柵、木道、段差工等）の木材使用量は 933 m³となった。

④ 木材の適切な供給の確保に関する取組

・林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、林道等の路網整備等を実施した。

また、地域材を利用した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築や、木材産業の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備への支援、及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の普及及び同法に基づく木材関連事業者の登録促進のためのセミナー等の実施を支援した。

⑤ 地方公共団体に対する働きかけ等

・林野庁では、都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、令和元年度末に 92%まで増加した。

また、全都道府県に対して、法律に基づく公共建築物への木材利用の取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果や先進的な取組等を取りまとめ、都道府県・市町村に提供した。

加えて、国土交通省の建築着工統計を元に都道府県別の公共建築物の木造率を試算して公表するとともに、都道府県に対し、公共建築物への木材利用の一層の促進について働きかけを行った。

⑥ 木材利用促進に関する講習会、研修等の実施

・文部科学省では、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

さらに、学校施設における木材利用が一層促進されるよう、CLT を活用した学校施設等の事例集「木の学校づくり 学校施設等の CLT 活用事例」を作成し、都道府県教育委員会等に配布するとともに、ホームページにて公表した。

・林野庁では、公共建築物等の木材利用促進を図るため、中大規模木造建築物の設計に当たっての制度、木材や木質建材の特性等についての知識及び技術を習得し、中大規模木造建築物の構造設計の概念を理解する技術者等を育成する「公共建築物等木材利用促進研修」（森林技術総合研修所）を実施した。（令和元年 7 月 29 日～ 8 月 2 日）

・国土交通省では、公共建築分野において木材の利用の促進と木造化の推進を担う人材の育成を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を実施した。（令和元年度 10 月 29 日～11 月 1 日）

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第 4 条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第 8 条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第 9 条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成 24 年 3 月に、47 都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は 1,613（令和 2 年 9 月末時点）となり、別紙 1 のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は別紙 2 のとおりである。

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

令和元年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

(1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT等の新たな木質部材の活用を努める。さらに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。
- (5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

市町村木材利用方針の策定状況

令和2年12月31日現在

Table with columns: 市区町村数, 策定済市区町村, 策定率, 策定市区町村名. Lists municipalities across various prefectures like Hokkaido, Aomori, Iwate, etc., with their respective wood utilization policy status.

(注)★印の都道府県は、全市町村策定済み(39道府県)

【別紙 2】

公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(令和2年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

内閣総理大臣賞

白鷹町まちづくり複合施設 (山形県白鷹町)

<施主>白鷹町

<施設概要>

町内で生産・加工したスギ材をふんだんに用いた複合施設(役場庁舎、図書館、中央公民館)。冬季の降雪による根曲がりのため採材寸法が限られる町産材を最大限有効活用することができる構造を採用。1.5mの積雪荷重や大空間の実現など各種条件を、折線状のアーチ構造や格子耐力壁などを組み合わせることにより達成。

川上から川下までの地域関係者が連携することにより、木材利用量1,712 m³のうち約75%に町産スギ材を活用。



国土交通大臣賞

魚津市立星の杜小学校 (富山県魚津市)

<施主>魚津市 (魚津市教育委員会)

<施設概要>

防耐火面と多雪地ならではの積雪荷重に配慮し、全国初(平成27年法改正後の一時間準耐火構造)の木造3階建て小学校を実現。地域で調達可能な樹種・性能区分・寸法に注意を払うことにより、構造材、仕上げ材から下地材まですべて魚津市産材に。木がもつ香り、あたたかみ、感触や調湿性といった優れた性能を活かした校舎は、木育の教材として相乗的な効果を生み出している。

自然で素直なデザインは学びの空間として高く評価される。



環境大臣賞

有明体操競技場（東京都江東区）

＜施主＞東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

＜施設概要＞

カラマツの屋根構造、スギの外装や座席などで2,300 m³の木材を利用した大規模木造施設。節や木材のばらつきを表情として見せる外装など、日本の木の文化や高い木造技術を世界にアピールすることができる建築物。

日本初となる構造により競技エリアをダイナミックに覆う木質大空間を実現。外装には直径14cmの丸太を基本とした製材を採用することで材料の確保と節の美しさの表現を実現。



林野庁長官賞

morinos（森林総合教育センター）（岐阜県美濃市）

＜施主＞岐阜県立森林文化アカデミー

＜施設概要＞

森林文化アカデミーの学生・教員が、伐採・運搬及び設計に関わって建設された森林総合教育センター。

環境教育プログラムで多人数が集まることを意図した大空間は、V字丸太柱と大断面集成材で作られたシンプルな構成。木材にかかわる教育施設として、実際に触れられるよう、取っ手や格子に様々な樹種を配置。車いすにも対応する圧縮加工の床材使用により、誰もが立ち寄りやすい施設。



林野庁長官賞

日光市本庁舎（栃木県日光市）

＜施主＞日光市

＜施設概要＞

日光市産スギ羽目板を施した大きな木の軒天(のきてん)など、旧今市宿の歴史・文化を巧みに取り入れた当地域ならではのデザイン。過去の経験を踏まえた仕組みづくりにより、調達から加工まで含めた地産地消を実現し、地域材を余すところなく活用。

不燃材として使用が可能な木粉入り塗料の採用、白華現象の起こりにくい薬剤注入の手法検討等の工夫がみられる。



木材利用推進中央協議会会長賞

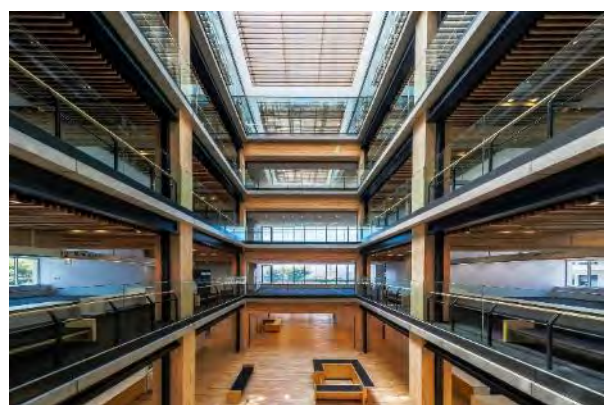
長門市本庁舎（山口縣長門市）

＜施主＞長門市

＜施設概要＞

建設にあたり、木材調達・加工・保管にかかる計画を策定し、市産材を計画的に活用した耐火木構造の5階建て新庁舎。庁舎中央に5層吹抜け空間（エコボイド）を設け、視認性の向上とともに、自然採光と自然換気を促す、人と環境に優しく快適な庁舎を実現。

地方自治体における公共建築物等の木造化に資する積層型大規模木造のモデルとして高い評価。



木材利用推進中央協議会会長賞

天草市複合施設「ここらす」（熊本県天草市）

<施主>天草市

<施設概要>

地域の伝統的な街並みに貢献する外観とともに、躯体から内外装、什器まで市産材を利用した、天草ならではのアイコン的な複合施設。

広く流通する規格製材（105mm角,長さ4m）を活用し、調達から現場施工までほとんどのプロセスを地元で一貫して担うことに成功。木造屋根の採用は、下階への荷重軽減につながり、複合施設として運用される1階プランの自由度も向上。



審査委員会特別賞

Hokkaido CLT Pavilion（北海道旭川市）

<施主>地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 林産試験場

<施設概要>

北海道産材の新たな用途開拓を狙い、カラマツ CLT と国内初となるトドマツ CLT を構造利用した実験・展示施設。高度な乾燥技術により寒冷地特有の冬季の過乾燥状態でも収縮・割れを抑制、高付加価値化を達成。

CLT パネル工法の特性を生かし、厳冬期でも大幅な工期短縮を実現するとともに、積雪の処理、CLT パネルの吸水や内部結露防止にも配慮した、寒冷・多雪地ならではの取組。各種検証実験を踏まえた知見共有により、カラマツ・トドマツ CLT による建築物の普及に貢献。



審査委員会特別賞

高知学園大学（高知県高知市）

<施主>学校法人高知学園

<施設概要>

『木造3階建て校舎の手引（文科省）』に基づきCLTの利便性を活かした建築物。地域の素材と地元の設計施工技術により実現。地域産材をスギ・ヒノキ、製材と集成材など材や樹種、部位により使い分け、美しさを表現するとともに、設計・構造の工夫により防火や防音にも配慮。外壁の汚れや木材の経年変化を考慮した更新の容易さにも配慮した設計は、建築への木材利用に向けた示唆に富む。



民間建築物の木造化等に取り組んだ事例

(令和2年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

農林水産大臣賞

mother's+ (マザーズプラス) (北海道白老町)

<施主>有限会社北海道種鶏農場

<施設概要>

鶏の飼育・採卵から食品加工、食事サービス及び自然体験までを一貫して行う6次産業化施設。北海道産のカラマツの集成材を柱や梁に、トドマツのCLTを床構造部に採用。シンプルでありながら、洗練された13mスパンの空間を実現。

接合部でも金物を隠蔽した美しい納まりとしたほか、CLTにより高強度の床となることで、梁の位置に左右されずに機器を配置することが可能に。



林野庁長官賞

WITH HARAJUKU (東京都渋谷区)

<施主>NTT 都市開発株式会社

<施設概要>

視認性が高い原宿駅前において、内外装に積極的に多摩産材を活用した、都市型商業施設での木材使用の優良事例。

木材の経年変化もシミュレーションしたうえで外装材を配置し、50年以上の長期利用も見越して部材交換も視野に入れた構造とし、木のぬくもりをみせるよう工夫。



木材利用推進中央協議会会長賞

FLATS WOODS 木場（東京都江東区）

<施主>株式会社竹中工務店 開発事業本部

<施設概要>

都市における中高層木造ハイブリッド建築。一部居室のほかカフェテリアや自習室等を木造木質化した次世代コーポレートレジデンス。隣の鉄骨柱活用の建築物との比較により、木質化によって有機質化した姿を表現。

今後の都市での木造木質化のモデルとして、新工法の採用、鉄筋で補強した耐火集成材を採用することで、外装にも木をまとい、柔らかな表情のある景観を提供。



木材利用推進中央協議会会長賞

THE THOUSAND KYOTO KOMOREBIDO（京都府京都市）

<施主>京阪ホテルズ&リゾート株式会社

<施設概要>

京都府産のスギやヒノキを多用した京都駅前に建つホテルのチャペル。1本1本傾きを変えながら取り付けた木材が曲面形状を実現。木と光に包まれたチャペルは、季節や時間によって異なる木の表情を演出。

木材の経年変化や外部使用材の耐水性などに配慮するとともに、全体の構造、木材の断熱効果による省エネルギー化を図るなど、普及効果の高いデザイン。

